

消費生活相談だより

若者の消費者被害にご注意！

新成人の皆様、おめでとうございませぬ。

これからは、保護者の同意なしに自分の判断だけでできることが増えますが、それだけにいろいろな責任が生じたり、消費者トラブルに巻き込まれやすくなります。

18歳未満の未成年者であれば、まだ十分な判断力が備わっていないとして、原則として契約を取り消すことができますが、成人になるとこのような保護はありません。

全国の消費生活センターには18歳、20代前半の方々からの相談が多くありますが、それはまだ社会経験が浅いため、自分ひとりでは十分に正しい判断ができにくいからだと言われています。

特に副業関係、マルチ商法、マッチングサイト、美容・エステ等の相談が多い傾向にあります。十分注意しましょう。

▼トラブル事例

◎「儲かる副業があるが、そのためにはこの講座を受講して」と勧誘され、受講料30万円を支払うために消費者金融で借入した。講座は終了したが、仕事は紹介してもらえず、借金だけが残った。  
◎「人を紹介すると報酬が得られる」

この広告を見て入会金の10万円を支払ったが、親から「儲かるはずがない」と言われた。解約を申し出たが、返金されない。

成人したばかりの若者をターゲットにする事業者も多くいます。何かおかしいと思われたらご相談ください。

（参考）消費者庁・国民生活センター・全国消費生活相談員協会

▼問い合わせ先

- ① まち未来創造課 消費生活相談窓口  
毎週月・水曜日  
午前10時～正午、午後1時～5時  
リモート相談もぜひご利用ください！  
毎週火・木曜日（要予約）  
☎ 68・2211（内線246）
- ② 茨城県消費生活センター  
平日と日曜日（日曜日は電話のみ）  
午前9時～午後5時（日曜日は4時まで）  
☎ 029・225・6445
- ③ 国民生活センター（消費者ホットライン）  
土・日曜日、祝日  
午前9時～午後4時  
☎ 188（いやや！）

※他市町村への相談はご遠慮ください。



商工会だより

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございませぬ。

令和六年の新春を迎えるにあたり、謹んでお慶び申し上げます。

旧年は、長期化した新型コロナウィルス感染症の影響もおさまり、ようやく平常を取り戻せるかと思えました。ウクライナ問題や円安、更にはエネルギー・原材料価格の高騰が続き、加えて新型コロナウイルス対策融資（いわゆるゼロゼロ融資）の無利子期間が終了したことによる通常返済の開始、消費税インボイス制度の開始などにより、地域の中小企業・小規模事業者にとって厳しい状況が継続しております。

このように我が国経済の先行きの見通しが不透明な中で、地域の中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、不安を抱えながらも、懸命に事業活動の継続に取り組んでおられることと存じます。

利根町商工会といたしましては、このような未曾有の危機を乗り越えるためにも、今後も中小企業・小規模事業者の声を傾け、商工会組織を挙げて、きめ細やかな伴走型の支援に全力を注いでまいりたいと思っております。

また、全国の小規模事業者が減少しているなかで、利根町商工会におきましては、令和二年度より会員の

増加が続き、茨城県商工会連合会より三年間連続で表彰を賜る荣誉に恵まれました。

これも、商工会の役員が一丸となって地域の事業者を支え続けてきたことに対する、大きな期待のあらわれであると感じております。

新たな年も、インボイス制度への対応、デジタル社会や脱炭素化社会への転換、円安によるインバウンド需要への対応、事業承継の加速化など、多くの課題がありますが、会員の皆様の実状に応じたきめ細かな支援を実行する体制を構築し、事業を推進していく所存であります。

ポストコロナ時代において、地域に根差した唯一の経済団体として、「会員あつての商工会」であることを改めて認識したうえで、私も利根町商工会長としての責務を果たすべく邁進いたしますので、引き続き皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、利根町商工会の皆様並びに関係各位にとりまして、本年が大きく飛躍する年となり、明るい一年となりますよう心よりご祈念申し上げます。

利根町商工会

会長 新井 邦弘



龍ヶ崎地方衛生組合からのお知らせ

問い合わせ先 龍ヶ崎地方衛生組合  
総務課 ☎ 64・1144

地方自治法第243条の3第1項及び龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の定めにより、本組合の財政事情を公表します。

組合所有財産の状況

土地=32,812㎡/建物=8,192㎡  
車両=5台/基金積立金=208,203千円  
組合債現在高の状況：一般廃棄物処理事業債=0円

▶令和4年度一般会計決算の状況

単位：千円

歳入			歳出		
項目	決算額	割合	項目	決算額	割合
分担金及び負担金	338,921	85.03%	議会費	3,278	0.89%
使用料及び手数料	23,947	6.01%	総務費	127,377	34.42%
財産収入	41	0.01%	衛生費	239,381	64.69%
繰入金	12,112	3.04%	予備費	0	0.0%
繰越金	23,265	5.84%			
諸収入	299	0.07%			
歳入合計	398,585	100.0%	歳出合計	370,036	100.0%

▶令和5年度一般会計の執行状況（4～9月）

単位：千円

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	339,453	169,726	議会費	4,334	285
使用料及び手数料	23,570	9,900	総務費	58,866	28,401
財産収入	41	0	衛生費	364,715	112,578
繰入金	42,352	0	予備費	10,000	0
繰越金	27,433	28,549			
諸収入	5,066	16,122			
歳入合計	437,915	224,297	歳出合計	437,915	141,264
収入率		51.22%	支出率		32.26%

お知らせ

▶令和6年度龍ヶ崎地方塵芥処理組合競争入札参加資格審査申請の追加受付をします

令和6年5月1日から令和7年4月30日まで、龍ヶ崎地方塵芥処理組合が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入及び役務提供その他に係る競争入札参加資格審査申請の受付が始まります。

この審査を経て有資格者と決定された方以外は、原則として龍ヶ崎地方塵芥処理組合の入札や見積には参加できませんので、希望者は必ず資格審査を受けてください。

- 受付方法 郵送（一般書留、簡易書留）のみ
  - 受付期間 2月1日（木）～29日（木）消印有効
  - 申請書類 中央公共工事契約制度運用連絡協議会の統一様式
- ※詳細は、組合ホームページをご覧ください。

受付・問い合わせ先

龍ヶ崎地方塵芥処理組合  
管理課総務グループ  
〒301-0801  
龍ヶ崎市板橋町436番地2  
☎ 0297-60-1777  
http://ryugasakijinkai.ec-site.jp/

愛玩用の家畜を飼育している方へ

畜産農家だけでなく愛玩用に下記の家畜を1頭（羽）以上飼育している方は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養及び衛生管理状況等を報告するように義務付けされています。

牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・ダチョウ・ほろほろ鳥・七面鳥

家畜の飼育頭数により、報告内容が異なりますので、確認の上、県南家畜保健衛生所まで報告をお願いいたします。

また、飼育場所を定期的に清掃・消毒をしたり容易に他の人が立ち入らないようにするようお願いいたします。

▼問い合わせ先・連絡先 茨城県県南家畜保健衛生所

〒300-0051 茨城県土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内

☎ 029-301-3982



ちょっと困った時は  
**簡易作業サービス**  
500円～1,000円

例えば・・・  
・朝のゴミ出し ・粗大ゴミ出し  
・花壇の水やり ・電球の交換 など  
簡単に出来る作業

まずは  
**お電話で**  
ご相談下さい

一般社団法人  
**利根町シルバー人材センター**  
☎ 0297-68-7896